

PSLX 技術仕様書の知的財産権に関する規定

原案作成 2005 年 11 月 24 日

修正 2006 年 1 月 24 日

修正 2006 年 3 月 15 日

修正 2007 年 6 月 21 日

第1条(目的)

PSLX 技術仕様書知的財産権に関する規定(以下、PSLX IPR ポリシー)は、PSLX フォーラム技術部会が作成しものづくりAPS推進機構(以下、当機構)が勧告する PSLX 技術仕様書(以下、PSLX 勧告仕様)の内容を現実のシステムに実装する際に、避けて通ることのできない知的財産権(以下、重要特許)を、あらゆるユーザが、ライセンスフリーで、かつ、無差別に提供されるための規定を定める。

第2条(重要特許の告知)

当機構の会員および PSLX フォーラム技術部会のメンバーは、自分の所属する組織あるいは第三者が出願済みの特許が、重要特許となる可能性があることを知った時点で、書面にて、当機構事務局に対して、その事実を通知しなければならない。

2. 重要特許が未公開の場合には、通知する内容は、PSLX 勧告仕様の中で該当する部分を特定するための情報に限定し、公開時点で重要特許の内容を追加することができるものとする。

第3条(重要特許の対策)

PSLX フォーラム技術部会のメンバーは、PSLX 勧告仕様の作成過程で、重要特許の存在を知った場合には、重要特許の所有者から第1条の内容への合意を文書でもらうか、あるいは PSLX 勧告仕様の内容を重要特許が存在しないように変更しなければならない。

第4条(事後の対策)

PSLX 勧告仕様が制定され公開された後に、重要特許の存在が明らかになった場合、当機構理事会は、速やかにその事実を公開し、権利保持者と協議の上で第一条への同意を文書でもらうか、PSLX フォーラム技術部会へ対策を要請しなければならない。

2. PSLX フォーラム技術部会は、当機構理事会の要請を受け、以降のバージョンの技術仕様書において、該当部分の仕様を変更することで第1条の目的を達成しなければならない。

付則

本 PSLX IPR ポリシーは、2006 年 3 月 15 日より施行する。

以上